

法

57

神戸市街水道布設方策

301110-000-9

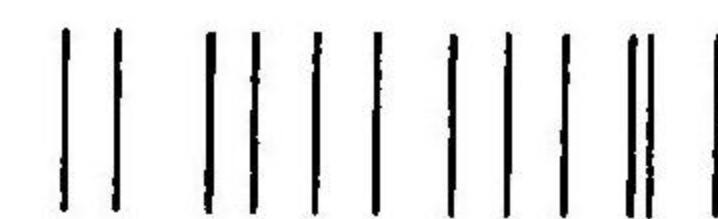
法-57


神戸市街水道布設方策

桃木武平

M26.1

CDC-0001

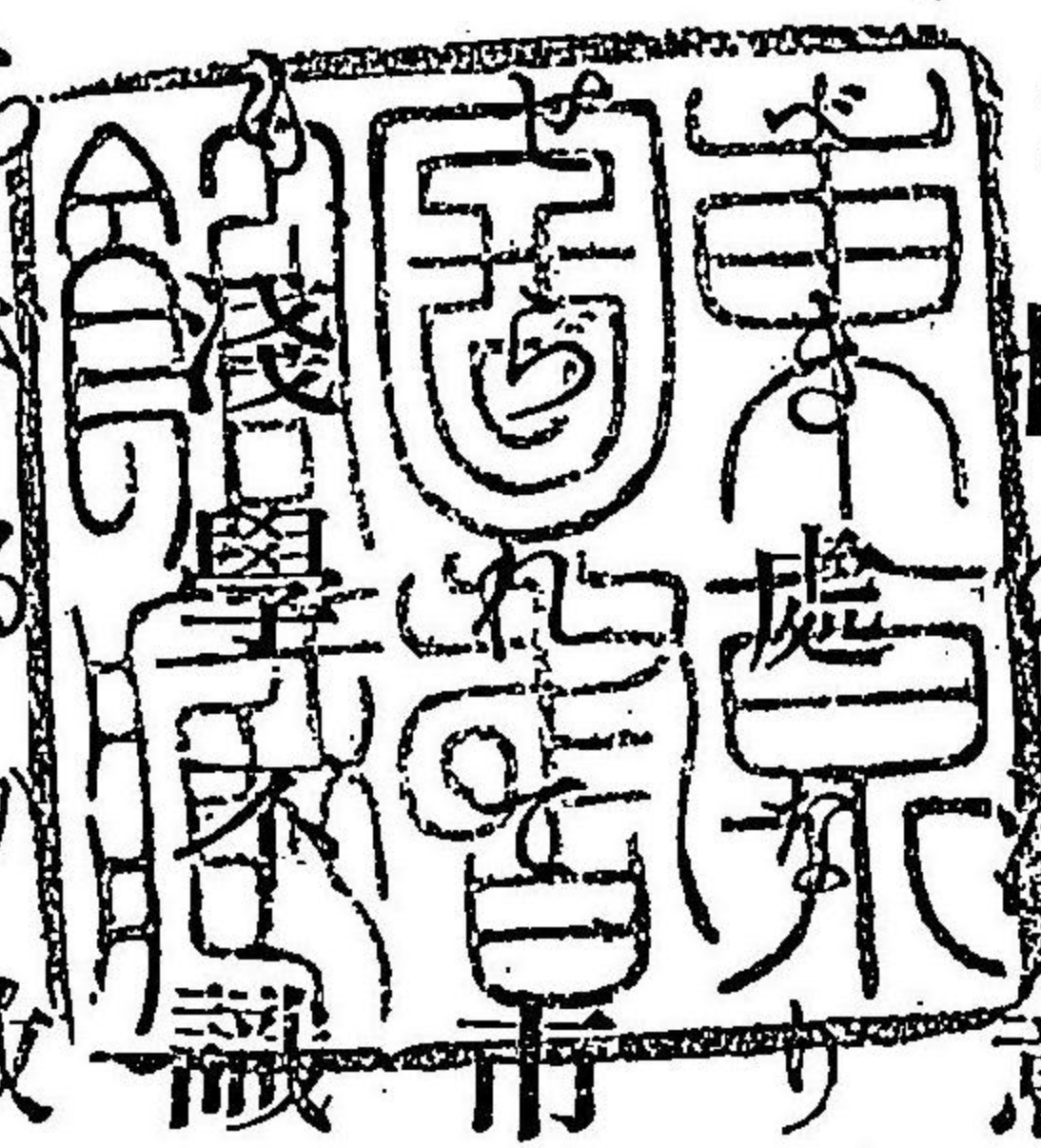




自序

法-54  
1876/XXVI

神戸市水道の工事果して將來本市利益を  
與ふ可きや否や、惟ふに其利不利は今や頗ぶ  
る。世の注意を惹くもの如し、これ大に賀す



余誤て曩に本市湊西區より選出  
市會の一員に列なるを得たりと雖  
らざるか故に、市會の列に加はるが如き誠に

愧ず可きなり、加之平常多病にして市民諸君  
に充分満足を與ふる事不能なり、然れども自  
治躰の政務者の要す可き誠實、公平、綿密、親切

熱心の諸徳は毎に忘れざらんと期するものなり、苟も一國の良政を爲さんと欲せば地方市町村の自治の政務を整頓せざる可からざるなり、市町村自治の良政の實舉らされは決して一國の良政を望む可からざるなり、地方市町村自治の要途二あり概して是れを云へば其一は財政の整備其二は道路、衛生、勸業、教育等なりとす、而して自治の美政を舉げんと欲せば、前者を採る可き乎、將た後者を先きにすべきか、余は其前者にあるを信ずるものなり、是

れ敢て識者を俟たずして明知すべき處なりと思ふ、

我神戸市は市制を實施せしより日尙淺し、雖も道路、衛生、教育、勸業等の行政事務は駸々として進歩せり、然れども獨り自治政の主要たる財政整理の一途は未だ進歩の第一段階に達し居らざるもの如し、而して如斯き財政の整頓せざる今日に於て數十萬金の費を捨て給水工事の大事業を企て起さんとするの議あり、茲に於て我々市民を代表する議政者たるものは、須らく給水工事は如何

なる方策に依て起さば本市將來の利益なるや否熱心に之れが考究を盡し以て市民に表白す可き。の責ある可きを知る、此故に聊か余の研究せし結果を茲に説述して以て江湖の教示を請はんと云爾

明治二十五年十二月下浣

桃 木 生

目 次

第壹章	總論	一
第貳章	自治躰公債の事	二
第三章	水道工事費の事	七
第四章	水源地山林整理の事	一五
第五章	水利既得權の事	一八
第六章	水道完成後の計畫の事	二一

第六編 地方自治の発展

第一章 地方自治の概論

第二章 地方自治の歴史

第三章 地方自治の現況

第四章 地方自治の将来

第五章 地方自治の理論

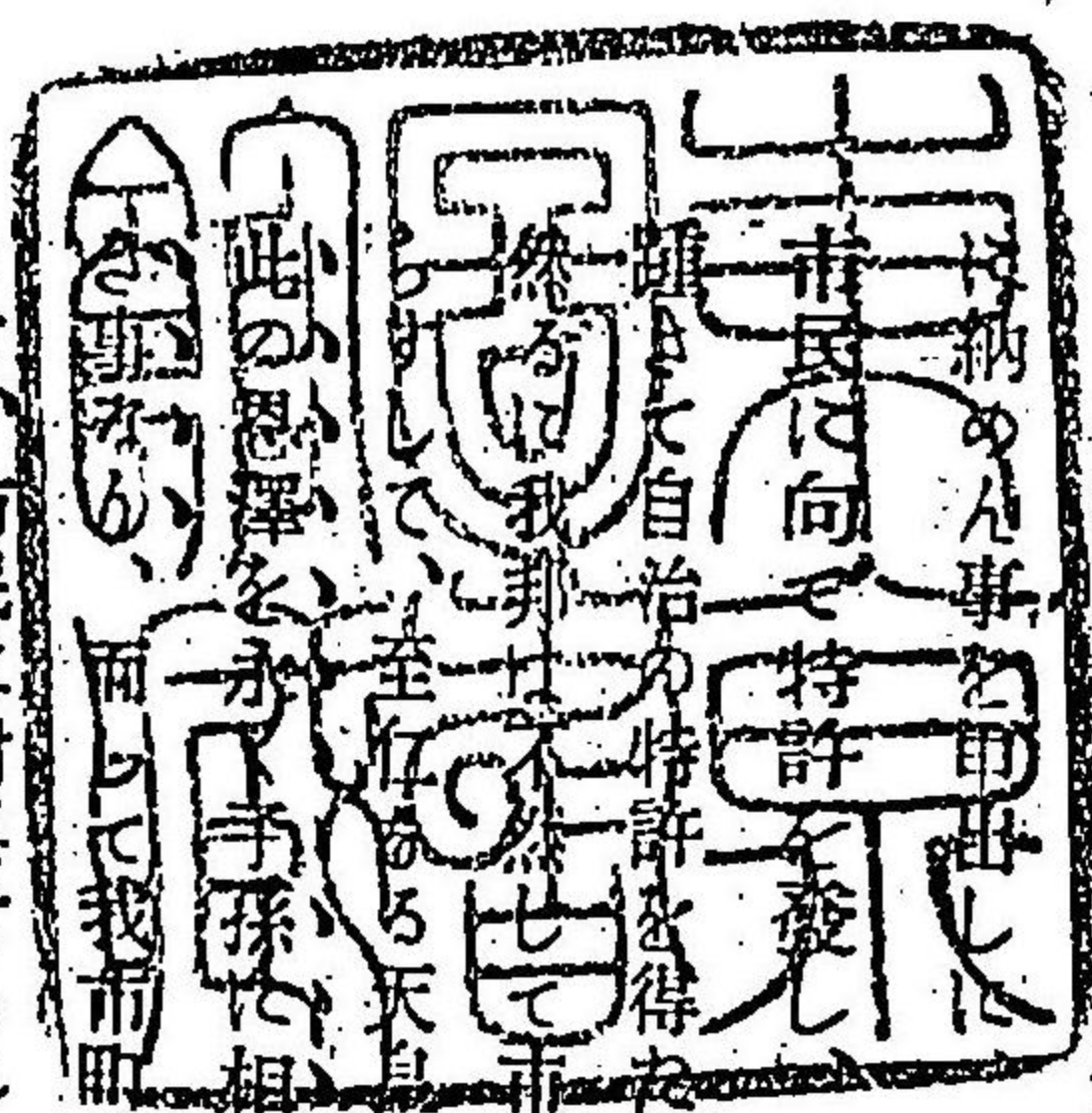
第六章 地方自治の實踐

第七章 地方自治の比較

第八章 地方自治の結論

第壹章 總論

政事上人權を保障するは地方自治の政に據らざるべからず、地方自治を望むの人情は洋の東西を不問相均しかるべし、然れども此權を得んとするの途各國異なる處あるべし、歐洲諸國の内には其地方市民の此の自治の權を得んとして、其國王に迫り國王之れを許さざりしに、市民此に於て一の掛引政客を案出して王が市邑の租税を抵當として一箇人より徵集し得べき金額よりも更に多量の金額を市民が自ら出して王の國庫に納めん事を申出せしに、此れを以て王は屢々永世借地者たる市民に向て特許を發し、此の如くにして數多の市邑の前後相續して自治の特許を得たりと云へり



然るに我邦は不然して市民の君主に迫りたるか如き事更にありて、市民に附與せられたる權利廣大なる事は云ふに不及、地方自治公債發行の權を與へられたるか如きは、今日の國民に不相應たる特權と云ふの外あるべし、我神戸市に於ては、横濱長崎等に倣ひ、市民日々の需用に供せんが爲め、給水事業を起さんとして、是れに従事する事數年に亘りて、今や調査完了の時期到達して、本工事着手の運びに至らんとす

に際し、余輩少しく本事業に付て研究せし結果を述へんとす未だ當局者より、何等の議案に接せざるが故に、今茲に彼是是非を論ずるは、大早計に似たれども、本議案に接せし時の直ちに議事に取掛らるべきに依り、讀者諸君と共に、研究するの暇なき事を思ひて、今茲に陳述する處あり、我市町村制の其法文至極美なりと雖も、市町村の組織其宜しきを得ざるが故に、従前に比すれば、大に弊害なきにしもあらざるべし、一市町村の内舊數町村各事情を異にし、其内著大なるものを擧げれば、水利を異にし、氣候を異にし、勸業上の便利を異にするか如きものあり、我神戸市も其の一なり、殊に水道施設に關しては、其利害最も異にする事甚し、其二を擧ぐれば、下水上水何れを先きにするべきやと云ふ事に付ては、曩きに大阪市よりの質疑に對し、醫科大學教授緒方正規東京衛生試験所長中濱東一郎等の兩氏よりの、答文に依りて明なり、今其文を援摘すれば左の如し

(上略) 上水下水何れを先きにするべきやの問題に至ては自今衛生學者の意見一致せざる所なり然れども要するに右二工事中一を先にせざるを得ざる場合に於て其の何れを取るべきやの土地の状況に依て定むべきもの少なからず例之ハ土地高燥にして飲水に乏しく或ハ其質不良なるときは上水工事より始むるを良とし土地卑濕不潔

あれども飲水不良ならされり下水工事より初むるを良  
とすへし(下略)

依之觀之、我神戸市中上水を先にし、下水を後にすへき地と  
下水を先にし、上水を後にすへき地とあり、其一例を舉  
れば、中町部兵庫部は下水を先にすへき地と看做し、神戸  
部は土地高燥なれども、水質不良或ハ飲水量乏しくして、上  
水を先にせざるを得ざるものとす、之れ衛生上利害を異に  
する處なり

水利の点に付ては、當局者は布引瀧水を取らんとするの計畫  
なりと云あり、余も亦た布引の瀧水を取る事は當局者と同意  
なり、然るに此布引の瀧水に依て、従前業を保護し、生活を  
爲せしものは、市中中管合部の一部なり、而して、此一部は  
今日飲水に不便を欠す、又將來水道に依て利益を受けずして  
、斯く従前自然に得來る水利を他の部分に收得せられ、亦水  
道の利益を受けざるに、水道工事費の負擔を負はざる(から  
ざる事とされり)、此の部内の市民の不幸之れに越すへきもの  
世にならん、余ハ右の如き、不公平を可成ならしめ、公  
平なる方策を採らざる可らざる事と思ふ

水道布設の要は、本市自治体の財政の点に付て、憂慮する而  
已、工事設計の如きは、余輩多少意見なきにしもあらされど  
も、これらの事は専門土木技師の設計に任し置て差支なきも

我國にても、維新革新の際、大に國公債を募集せられ、明治  
政府の目的を達せられ、又軍器上國と國との勢力を保たんと  
するに當ては、鐵道を布設せざる(からざる事と認め、茲  
又鐵道公債を、募られ、亦我國海國にも不拘、海軍不完全な  
るにより、國內數箇の鎮守府を置き、十數萬噸の軍艦を増加  
せされり、我國の國勢の維持難かる可(とて、海軍公債を、  
我政府は發行せられたり、地方自治体に於ても往々如此の場  
合あり、例をば、天災異變其他非常の場合に於て、普通市町  
村費に依て、逆も救済の策無き、場合等に於て、自治体公債  
を發行して以て、其市町村の行政事務を、救済するものなら  
んと、余輩は信ぜ、今茲に給水の一事業を企んか爲めに、公  
債を發行すると云ふか如きり、公債發行の原理に背反するも  
のと言はざるを得ず、然らば或る論者は云ん、東京大阪等  
は水道工事費に充んか爲め、市公債を發行せしに非ずや、然  
らば東京大阪に於て發行し得へきもにして、獨り我神戸市に  
は發行爲し得られざるの理あらんやと、余は之れに答へん、  
大阪の如き、東京の如きり、全市悉皆飲料水に欠乏し、且水  
質不良にして、殊に東京の舊水道をその、我神戸市の下水に  
相均き、不完全なるものにして、市民の多數は飲料水に不便  
を感じ、大阪の如きは、市民悉皆飲料水を購買飲用をなしつ  
とあり、如斯衛生上不便を感じる而已ならず、年々歳々出火

のと思ふ、依て余は右不公平を免れしめん事と、市の財政の  
点との二点に付て、讀者諸君と研究せんと欲す、余の茲に記  
述する處の各數量は大數にて、何錢何厘と云ふか如き、端數  
は向へざる處にして、大體の計數なり、當局者の豫算と雖も  
、本事業の如きり、從來本市に適例無之處なれり、小數迄違  
へざる事ハ、出來ざる可し、況や數十年の後を豫め見込む  
のあれば、世の見て以て、是非の見込の多數あるに、依るの  
外致方なかる可し

### 第貳章 自治体公債の事

本市水道工事費に充るか爲め、市公債を募集せんとするの義  
、當局者中にありその風説を聞く、余は此自治体公債と云ふ  
ものハ、時と場合に寄らされり、募集す可きものにあらざる  
議と、信するものなり

茲に自治体公債の義に付少しく記述すへし、夫れ一國に公債  
を募集せんとする事は、歐米何れの國と雖も普通の場合に  
らすして、例之は戰宣辯和の場合に、其國を平定せんとする  
時は、何れの國と雖も、其政府國庫の限りある資金にては、  
逆も及ぶ處にあらされり、此の如き場合に於て、國公債を募  
集して、其國政府の目的を達するものなれども、平常普通の  
事業を起さんと企て、巨額の公債を募集するか如き事、屢々  
われり其國の財政を保つ事難かる可し、外國の事は扱置さ

夥多にして、其損害高非常に多額なりと云へば、如此場合に  
要する水道改良工事ハ、天災を救済する場合と全様にて、市  
公債を發行する事ハ敢て不可ならん、且東京市の如きは、  
時の市會議長榎本正隆君ハ、此公債償還の途に付て、左の如  
く論せられたり

#### (上略)

償還法に困み、或は水料金収入法過酷なるか如きあらん  
、機に臨み、之れを處するに道なかる(からず、諸君一  
考せよ、我市の財産豊ならずと雖も、現在金凡百萬圓、  
地所今日の價格六百萬圓を下らざる可し、而して今日の  
勢ひ地價益騰貴を覺ふ、故に若し水料金徴收法過酷なる  
の虞あるとさり、斷然幾許の財産を賣却して、其元金を  
償ひ、而して元利とるに、減輕せしむるは素より與し易  
き處分のみ、本市ハ此の如き豫備の餘裕物あり、是余輩  
か之れを斷行せんと欲するの干城なりとす(下略)

如斯東京大阪等にありては、水道布設若しくは改良工事の急  
務なる而已ならずして、東京市の如きは、公債償還の途に付  
ては、榎本氏の演へらるる如き、市有財産あるあれり、此の  
償還の途に付ては、憂る所なかる可し、大阪東京横濱神戸四  
市水道工事の急務の度各差あり、今出火の統計を左に示さん  
東京市明治十八年より五ヶ年平均 壹ヶ年二付

燒失戸數 貳千貳百五戸

大阪市明治十九年より五ヶ年平均 壹ヶ年二付

燒失戸數 六百三拾四戸

横濱市明治十九年より五ヶ年平均 壹ヶ年二付

燒失戸數 四百四拾四戸

神戸市明治二十年より五ヶ年平均 壹ヶ年二付

燒失戸數 三拾七戸

右の表に依て看るときは、東京市に比し本市は千分の十七強きに當り大阪市に比し百分の五八強きに當り、横濱市に比し百分の八三強きに當る、依之觀之、本市に於て今七拾萬圓(當局者の見込)の市公債を發行して以て、火災豫防の爲め水道施設すべきものと、認むるを得可きや否やハ、讀者諸君の判斷に任す、市公債を發行して迄、此の如き工事を急施すべき場合にあらざる事ハ、上記述する處なり、之より地方公債の我商業界に及ぼす影響を論せん、地方公債ハ其信用政府公債の如く其信用區域廣潤ならず、政府公債にありてハ國立銀行紙幣發行の保証金として、政府之預くるを得、亦政府諸種の保証金となす事を得亦日本銀行擔保品とせるか如き、其流通信用區域大なりと雖も、獨り地方自治公債に在りては、其區域不然誠に狭少なり、爰に東京市に於ては、東京市は他の地方自治

時機の相投合せなる故なるへし、今他地方に於て東京市に倣ひ其市公債を發行すればとて、東京市の如き好況を呈する事ハ覺束かゝかる可し、地方公債の他地方に於て信用をさす事は、種々の原因あれども、主として其市公民にあらざれば其市財政を監督するの權利なき故に、隨て市公債の信用を保護する事能はざるに起因するなる可し、今地方公債にして、他地方の人氣割合に少くして、其地方の申込多き事を、證する爲め左に一表を擧ぐ

Table with columns for Prefecture (府縣), Subscription Amount (應募申込の金額), and Public Debt Attachment Amount (公債證交附の金額). Rows include Osaka, Tokyo, Kanagawa, etc.

本と異なり特別の事情もあれハ、政府公債全額に其信用區域擴張の件に付、特許せられん事を政府へ稟請せられしに、政府よりハ之れに特許を與えて曰く政府公債同様國立銀行營業本務に属すべき者と心得可し云々と誠に茫然としたる特許にして、未だ國立銀行紙幣發行の保証品たる事を得ず、且日本銀行擔保品たるを得ざるなり、唯々國立銀行に於て抵當品として預り、國立銀行に所有爲し得ると云ふ而已にして、日本銀行の擔保品としても差支なかる可しとハ、日本銀行總裁たる川田小一郎氏の私話なり、故に日本銀行擔保品と爲すを爲さざるハ川田氏の胸中にあるもの如し、之れに依て見れば地方自治公債の運命ハ誠に薄弱なりと云ふ可し、而して全國他の地方自治公債を東京市公債全額の特許あるや否とは、目今の一疑問なり、若し東京市公債の如く他の地方公債にして特許なかりしあらば、他地方市公債の運命たるや東京市公債に比すれハ一層薄弱なる可し、然れども當時金融緩漫にして世の財主ハ動金事業なきに困し居るに際し、過般東京市に於て第二回市公債發行せられ、恰も政府公債中六歩利起業公債四百六拾九萬圓の償還の機に際會せしに依り、其募集總額金三百萬圓に對し、數百萬圓の申込超過せり、且價格も其申込者に於ては政府公債の價格に比するが故に、其申込最高價格は百〇六圓内外にも至り云えり、之れ全く

Table showing public debt subscription statistics for various prefectures like Tokyo, Osaka, and Kanagawa, including total subscription amounts and breakdowns by city/region.

募集總額 應募申込の金額 東京市内應募申込金額 市外各地應募申込金額 明治廿五年十一月 募集總額 應募申込の金額 東京市内應募申込金額 市外各地應募申込金額 明治廿四年十月



るべきは本市金融上影響を及ぼす事些少に非らざる事と信ず、本市に於て此れまで多額の金員の固定せしめるとき、必ず市中の金融必迫せり、今茲に兩三年間に六七拾萬圓の金額を固定せしらは、市内商業社會の金融に影響を及ぼす事論をまたさるへ、地方財政を料理するの任あるものは、茲に深く注意を要せざる可からざる所なり、

亦我邦現今の大勢より觀察する時は、今商業社會の財本を固定せしむる事は、商業上大に不可なり、讀者諸君一考せられよ、夫れ今我國諸會社に幾許の金を固定し居るや左の一表を看よ、

(明治廿二年十二月調査)

會社總數 四千六十七

此資本金壹億八千三百六拾壹萬五千七百七圓

更に種類を區別すれり左の如し

種類	社數	資本金
農業	四三〇	八、一一八、五九一
工業	二、二五九	七〇、一九九、一六六
商業	一、〇七九	三五、四三八、〇一二
水陸運輸	二九九	六九、八五九、三〇九

にして、其最たるものは工事にして、次に位するは水陸運輸なり、此の二種類共に機器鐵道其他船舶建築物等を主要とす

全十三年七月一日	一五	七、七七〇	一、三六六
全十四年七月一日	一五	六、〇〇〇	一、六二〇
全十五年七月一日	一三	七、三三〇	一、五五〇
全十六年七月一日	一四	八、四三〇	一、三七〇
全十七年七月一日	一三	九、二三〇	一、〇四〇
全十八年七月一日	一三	九、〇〇〇	一、〇〇〇
全十九年七月一日	一〇	一〇、九四〇	一、〇〇〇
全二十年七月一日	一〇	一〇、四三〇	一、〇〇〇
全廿一年七月一日	一〇	一〇、五五〇	一、〇〇〇
全廿二年七月一日	一〇	一〇、四三〇	一、〇〇〇
全廿三年七月一日	一〇	一〇、三六〇	一、〇〇〇
全廿四年七月一日	九	一〇、五五〇	一、〇〇〇
全廿五年七月一日	八	一〇、四三〇	一、〇〇〇

此の表に依て見るときは、明治十三年の頃の、金利最も騰貴し、諸物價高價にして、諸商業壯なりき、其原因不換紙幣の増發に依り、紙幣下落せしと雖も、商業繁盛なりしに相違なかる可し、其頃公債を所持せる人々の種類を考察するに、多くの華族官員其他商業に従事せる種類の社會に於て所有せしめる可し、故に價格抵度にして七歩利金銀公債にして六拾圓内外より騰らさりき、而して其後兌換制度の創始せられし以後は、紙幣の價ひ回復せし以來頃に諸物價下落し、諸商

るか故に、最も多額の金員を固定せしめ居るなる可し、而して壹億八千余萬圓の資本金中實際拂込高の何程なるやの知らざれども、右計算を得たるより今日迄最早三星霜を経たれば、水陸運輸會社中鐵道會社等にありて、大底其株金を拂込しなる可し、依て見れば、我國現今の流通資本を固着せる事夥しかる可し、猶亦政府は今後數年を期して、全國必要の線路十數線を選び鐵道を布設せんとの議ありて、其第一期布設の爲め要する工事費として五分利付公債を、明治廿五年度より募集せらるるよし、果して然らば今後我商業界の流通資本の固定す可き事夥多なる可し、此の如く場合に際して、地方自治に於て、數十萬の商業界流通資本を吸集せしむるは、天下の財政を議するもの爲そへき事に非らざる可しと信ず、現時公債價格の如き、五歩利付政府公債の額面以上の價格を保ち居る事、我商業界の眞象とは見る不能所あり、現今薄利の公債にして、如此價格の保ち居るは、我邦金融の豊なるか故にあらざして、一般商工業不景氣にして金を要す可き事なきに起因するなる可し、今試に左の一表を示さん

年次	神戸市金	七歩利金	四歩利	五歩利	銀行相場
明治十年七月一日	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、〇三五
全十一年七月一日	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、〇三五
全十二年七月一日	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	一、〇三五

業衰頽を來せしには相違なけれども、朝野の間に種々の新事業を起し、多額の流通資本を固着せしに依り、斯の如く、商業上に影響を來せし事は一の遠因なるへき乎、現時金利は明治十年以來最底の度を呈し居るか故に、一見金融豊なるか如き看われども、實際は不然、或る部分に於ては非常に必迫し、或る部分に於ては大に緩漫なりしと思ふ、其故は現時必迫を感じ居る社會にありては、諸商業發達せざるか故に金の不流通を來せり、然るに或る金融緩漫の部分の裕金を不流通の社會に通せしむるの途無きか如し、故に今此の途を講ずる事は今日の最も急務なりと信ず、然るに其金の緩漫なる社會の流通資本をして、公債或は株式等に變せしめて固着せしむる事は、世の爲政者たる者深く慎まざる可からざる所なり

### 第三章 水道工事費の事

前章に記述せし如く、地方公債を發行す可き場合に非らざるに依り、如何にして此の七拾萬圓の工事費を産出す可きやと云ふ事は一の大疑問なり、余は此の大疑問に對し、本章に於て少しく其方策を記述せんとするに際し、讀者諸君の參考の爲め、既に水道完成の横濱長崎及目今工事中の東京大阪等に於ける、水道工費の出所及其償還の途を左に表示せん

支	出	收	入
長崎	市		

水道工事費

300,000

國庫補助

50,000

舊五厘金  
公債證券預見積金  
并二現在金

60,000

市公債募集

1,900,000

(此公債償還期限) 明治廿五年ヨリ  
貳拾五年ヨリ

横濱市

支 出

收 入

水道工事費

1,100,000

政府ヨリ市へ引繼

1,100,000

償還無期限ニシテ給水料純所得ヲ以テ  
償還ノ資ニ充ントセラルヨシ

東京市

支 出

收 入

市債改正工事費

10,000,000

市公債

10,000,000

内

水道改良費

6,500,000

特別市稅

9,500,000

道路、河橋、橋梁、公園等ニ要スル工費

3,500,000

國庫補助

2,500,000

市公債ノ利子

1,375,000

水料金

1,730,000

水道維持費

4,425,000

市債償還ハ有特別市稅國庫補助金水料金等ノ内ヲ以テ償還セラル、ヨシ而シテ第二章ニ據テ補本氏ノ意見等アリ讀者參觀セラレヨ

伴直之助君の意見に依れば此の表に掲ぐる諸費の外別に水道臨時維持費として一ヶ年に貳萬圓の平均を以て合計八拾萬圓計を加ふ可き見込なるよし之れへ起工初年より公債償還に至る三十八ヶ年の間に於て非常なる天災地異の時に當りて大修繕の資に充んとする事なるよし

大阪市

支 出

收 入

水道工事費

3,200,000

市公債募集額

1,900,000

市債の利子

1,350,000

國庫補助金

50,000

水道維持費

1,500,000

市稅(普通市稅ノ外ニ)

2,200,000

市債償額

1,900,000

給水料

2,240,000

合計

7,050,000

合計

7,050,000

差引金壹萬九千三百八拾圓の殘余を生せしむる豫算なりと云ふ

市債償還期限は明治廿七年より向ふ十九ヶ年間ありとのことなり  
前章に於て水道工事費ハ市公債に據る可からざるものと論じたれども、茲に一步を譲り、市公債を募集して以て、本工事を起さんとするの方策を、種々熟考せしなれども、如何せん、本市に於てハ東京大阪横濱長崎等と土地の事情異なりて、彼の地に於けるか如く飲料水需用者少なる可きに付、如何に講究するも雖も相當の給水料を得可き見込立す、東京大阪横濱等の如きハ、是れ迄其市民中大部分は飲料水を講求するの習慣なりしか、故に今水道の水を給與するときは、水料多く掛るなれども従前に比すれば、其便利大にして且多量の水を使用する事を得可けれハ、其の市民ハ悦んで給水の水を受ける

ある可し、然れども本市に於てハ從來鹽味を含みたる、榮町海岸邊及山の手の一部兵庫南濱の一部等の市民にありては、従前に比してハ横濱長崎東京大阪等の市民と全様の便利を得可ければ、悦んで給水の水を受けるなれども、其他大部分の市民にありてハ、便利を得る事更になさむものと見て可然位なるに依り、此の大部分の市民の給水を需用する事は余程難かるべし、斯く云えは或る論者は云ふならん、従前の井水何程長水と雖も、汲揚ぐるに手數掛り、召使の時間を費す事夥しさに比すれば、水道の水を受くるは余程便利にて、従て家事の費用も減すべけれハ、大抵の家は水道の水を受るならん、余は之れに答て云はん、成程水道水は汲取上に便利ならんが、従前井水善長なり一家にてハ、此長井水と水道の井水とを對比すれば、井水の方余程壯快ならん、水道の水ハ冬期ハ冷に於て、夏期は温なれハ、冬は薪炭の費を増し夏は水を要し、使用上に於ては返て井水より不便ならん、今左に水道水に實驗ある、横濱水道の温度を表示せん

横濱市水道水の温度

自一月	平均	四十九度余
自三月		
自四月		
自六月		五十六度余
自七月		
自九月		七十一度余
自十二月		
全年		六十一度

然るに水道水は二階三階まで引用せらるべきに依り、従前二階住居は水に不便を感じたるものも、一朝水道管を引用する時ハ二階三階の住居も余程便利となるべきに依り、之れ等の不便を感じるものは、喜て水道水を受るならん云ふ、論者もあらんなれども、如何せん我邦に於ける、家屋の構造歐洲の如き二階三階等に一家族居住爲し得べき構造にあらず、本邦の家屋の構造にてハ、二階以上ハ所謂客室にて其れも普通の來客は下座敷にて應接なし、二階座敷に客を通す事は、臨時婚禮葬式其他非常に來客多人數なる時にてハ、二階以上を使用爲し、平常は空室全様の姿なるに依り、之れ等の便利を思ひて、水道水を受るもの誠になさかるべし、余は本市内にて當局者より報せらるる所の調査書其他實地の情况进行を斟酌して、給水需用の數を調査せしに、以外の少數にて、専用給水を需用するの見込ある數に至り、市内總戸數に對し百分の四分四厘余より上か、其數を不得、又借家などにては、従前長屋住居の盡なれハ、近傍に長井水ある箇所にては、逆も水道水に依る見込あらざる乎と信す、思ふに是も又大に小數なり、此數に依りて計算を立れば、七拾萬圓の工費三萬圓の維持費に對し見込を立る事あたはず、余ハ今茲に公債募集說に依て、見込を立るに、大阪市の水道方案に依り、市内總入口の三分の一(逆も見込非ざるべし)ハ専用給水を需

用し、然して始年は水道の利を感せざるに依り、半數と看做し、次年より全數と看做し、十年目より其數に壹割を加へ、二十年目より其數に更に壹割を加へ、而して供用水に付て、現住人より直ちに給水料を取らず無料として、之れを水税として市税に賦課し以て、徴收せんとす、其割合は大阪市に比し、市税壹圓に付水道税四十三錢の割合にて、則ち本市三年間平均市税五萬三千余圓に割當つれ、金貳萬三千余圓となる、之れに國庫補助金貳拾貳萬圓を仰ぎ、明治廿七年度より毎年貳萬圓つゝ仰ぎ、最初工事着手の年金三萬圓、其次年に三萬圓、其次の年に貳萬圓、都合八萬圓は、市税金に徴收して之れを加へ、國庫補助金市税都合拾貳萬圓に市公債五拾八萬圓を募集し、總額七拾萬圓を以て、工費に充用し、工事竣成後明治廿九年度より、毎年水税を市税に附加して、金

神戸市水道公債募集及償還見込

年次	年 度	債 額	支 出		收 入		收支過不足	償還額
			年六歩利子	水道維持費	國庫補助金	市 税		
一	明治二十六年	一七〇,〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二	同 二十七年	二五〇,〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三	同 二十八年	一六〇,〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
四	同 二十九年	五八〇,〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
五	同 三十年	五八〇,〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六	同 三十一年	五八〇,〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

貳萬三千圓つゝと、諸種の給水料を加へ、水道維持費金三萬圓(此額も歩を限り待てべき限り歩を限りて積)とし、工事落成後向ふ三拾ヶ年に、元利償却の方法に依て見込を建つるに、左表の如く最後償却期限に至り、金四拾七萬七千〇九拾圓の償還額に不足を生ずるに至れり、然るときは、今より三十余年の後の市參事會の之れを如何にして、其償還の途を付るや、更に亦市公債を募集して以て其償還の資を充んか、其亦償還期限至れり亦々市公債を起さざるを得ざる場合に立至るやも難計、如此あるとき其局終に、本市政事務の運轉を停止するやも必ず可からざらん、現時の爲政者たるもの、三拾年後に於ける子孫の爲政者に對するの責を負て、深愼考究せざるべからざるあり、詳細は左表に付て見らるべし

年次	年 度	債 額	年六歩利子	水道維持費	國庫補助金	市 税	給水料	收支過不足	償還額
七	同 三十二年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
八	同 三十三年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
九	同 三十四年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
十	同 三十五年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
十一	同 三十六年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
十二	同 三十七年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
十三	同 三十八年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
十四	同 三十九年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
十五	同 四十年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
十六	同 四十一年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
十七	同 四十二年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
十八	同 四十三年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
十九	同 四十四年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
二十	同 四十五年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
二十一	同 四十六年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
二十二	同 四十七年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
二十三	同 四十八年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
二十四	同 四十九年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
二十五	同 五十年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
二十六	同 五十一年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
二十七	同 五十二年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
二十八	同 五十三年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
二十九	同 五十四年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
三十	同 五十五年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇
三十一	同 五十六年	五八〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	三,六八九	一〇,八八九	〇

三十二	同	五十七年	四九〇〇〇〇	二九四〇〇	三〇〇〇〇	〇	三三〇〇〇	四〇六九二同	四二九一	〇
三十三	同	五十八年	四九〇〇〇〇	二九四〇〇	三〇〇〇〇	〇	三三〇〇〇	四〇六九二同	四二九一	三九二〇
合	計		九三三二〇〇	六〇〇〇〇〇	二二〇〇〇〇	七〇〇〇〇	一〇六七一五			一〇三九一〇

備考 債額金五拾八萬圓の内償還額拾萬〇貳千九百拾圓を引去る時は殘債額金四拾七萬七千〇九拾圓となる是則ち償還法に困む金額なり

斯く説述し來れば、讀者諸君の、市公債を起して以て本事業を舉行せんとの謬想は氷解せしなるべし、余の之れより進て、本市に水道工事の期成へ如何にして爲し得可き乎と云ふ事に就て論せん、國庫補助金を仰ぐ事に就ては、本市内或る人々の内には之れを潔とせすとの持論を抱き居らるるよしなれども、余輩は決して不然と思ふ、此開港場たるや本市民而已の開港場にあらずして、日本全國の開港場にして、此の開港場に依りて利益を得つゝあるものは、全國民あり、然らば此開港場の爲にする事の、全國民の爲めになすものあり、全國民の爲めになすものとすれば、全國民の納めたる國費を以て、開港場の事業の爲めに補助する事何の不可あらんや、而して亦事實上我神戸港に於て主として、外國人に對し、商業を營み居るものは、京都、大阪、滋賀、和歌山等を始として、其他關西諸地方及九州等の商人なるべし、將して國費を以て補助する事は當然の義とすれば、余輩は本市水道事業を起さんか爲め先づ第一に國庫金の補助を仰かんと思ふ、而して市民

の負擔に堪ふる限り市税に依て徴收せんとす、前陳の如く大阪市水税に比すれば、本市の猶市税壹圓に付四拾三錢則ち總額貳萬三千圓を加徴し得可きものと信せり、之れを大阪市の比準を採りたるは余の義にあらず、市税増課の影響に依て騰貴す可き諸物貨(貸家賃地料等も含み)にして比較上大阪に比し、本市の其價格を高騰せしむべし、隨て本市商業上の勢力を幾分歟大阪に吸集せらるるの憂われはなり、余の本市水道布設方策の要を摘記すれば、左の如し

一金七拾萬圓 神戸市水道工事費總額

内

金七萬圓 水道布設準備費  
之れは明治廿六年度に山林買収水道工事に要する土地買収布引再兩谷の水利收得の代償(此事は第四章に詳述す可しとして支出せんとす)

金六拾三萬圓 水道工事費  
此れは明治三拾九年度に金拾萬圓全四拾年に三拾萬圓全

四拾壹年に金貳拾三萬圓を支出し以て本工事の完了を得んとす

是れを更に收入支出の各項目に細別詳記する事左の如し

十二 收入

金七拾七萬千八拾八圓

内

金貳拾貳萬圓 國庫補助

明治貳拾七年度より明治三拾七年度まで毎年貳萬圓宛拾壹ヶ年間下渡を得て本工費元資金として積立んとす

金三拾四萬八千圓 市 税

明治廿六年度に金三萬圓を徴收し準備費中に充用し全廿七年度より貳萬四千圓を徴收し準備費中借入の公借金償却の中に充用し全廿八年度以後毎年貳萬三千圓宛全三十九年度に至るまで全四十年に壹萬八千圓を徴收し而して各年度に於て徴收毎に日本銀行定期預として預入本工費元資金として積立んとす

金拾六万八拾八圓 預ヶ金に對する利子

前二項の預ヶ金に對する年利四歩の割合を以て毎年度之れを受入れ更に元金に加へ預入れ而して得る所のものあり

金四万三千圓 公 借 金

此れは明治廿六年度に水道布設準備の爲め要する所の費中に充用せんとす(但し年利六歩五厘の見込)

支 出

一金七拾七万千八拾八圓

内

金七萬圓 水道布設準備費  
此れは明治廿六年度に於て市税金より三万圓公借金より四万圓を以て支出せんとす

金六拾三萬圓 水道工事費  
明治三十九年度より四十一年度まで三ヶ年間に積立金中より支出せんとす

金壹万千貳百五拾六圓 山林保護費  
此れは水源涵養上必要の山林を保護するの費用として明治廿七年より毎年金八百〇四圓宛支出せんとす

金四万三千圓 公借金償却  
此れは明治廿六年度に於て水道布設工事準備費の中へ支出せんがため借入れたる金を償却せんとするものなり

金貳千七百九拾五圓 公借金に對する利子  
此れは前項の公借金に對する利子にして明治廿六年度

に於て市税公借金の中より支辨せんとなす  
 一金壹万四千三百七圓 殘 餘 金  
 此れは明治四十一年度に於て積立金の内前數項の支出

をなしたる殘余なり  
 猶詳細なる蓄積法方に付ては左の表に就て覽せらる可

神戸市水道布設工事費蓄積見込

年次	年度	收			入		支		
		國庫補助金	市 税	預ヶ金利息	公 借 金	水道工事準備 及山林整理費	山林保護費	公借金返却 年利六歩五厘	出
一	明治二十六年	〇	三〇〇〇〇	八	四三〇〇〇	七〇〇〇〇	〇	〇	二七五
二	同 二十七年	三〇〇〇〇	三三〇〇〇	一六	〇	〇	〇	三三〇〇〇	〇
三	同 二十八年	三〇〇〇〇	三三〇〇〇	一七四	〇	〇	〇	〇	〇
四	同 二十九年	三〇〇〇〇	三三〇〇〇	三三六〇	〇	〇	〇	〇	〇
五	同 三十年	三〇〇〇〇	三三〇〇〇	五二八四	〇	〇	〇	〇	〇
六	同 三十一年	三〇〇〇〇	三三〇〇〇	七二八四	〇	〇	〇	〇	〇
七	同 三十二年	三〇〇〇〇	三三〇〇〇	九一六〇	〇	〇	〇	〇	〇
八	同 三十三年	三〇〇〇〇	三三〇〇〇	一一二二	〇	〇	〇	〇	〇
九	同 三十四年	三〇〇〇〇	三三〇〇〇	三三三三	〇	〇	〇	〇	〇
十	同 三十五年	三〇〇〇〇	三三〇〇〇	一五五七	〇	〇	〇	〇	〇
十一	同 三十六年	三〇〇〇〇	三三〇〇〇	一七六四	〇	〇	〇	〇	〇
十二	同 三十七年	三〇〇〇〇	三三〇〇〇	二〇二六	〇	〇	〇	〇	〇
十三	同 三十八年	〇	三三〇〇〇	二二九六	〇	〇	〇	〇	〇
十四	同 三十九年	〇	三三〇〇〇	一九七五	〇	〇	〇	〇	〇
十五	同 四十年	〇	一八〇〇〇	一三三三	〇	〇	〇	〇	〇
合 計		三〇〇〇〇	三三八〇〇〇	一六〇八	四三〇〇〇	七〇〇〇〇	二二五六	四三〇〇〇	二七五

備考 此方法に據るときは十四ヶ年目に起工し其年に工費金拾万圓を支出し其翌年に金三拾万圓を支出し十六年目に金貳拾三万圓を支出し以て全く本工程を竣成せしめ而して尙金壹万四千〇三拾七圓の殘余金を見る豫算あり

一 本市水道設計の水源地流水區域山林は目今市内管合部神戸各部一箇民所有山ありて、一も市有山林ならず、然るに市有山林にあらざる者に對して何程水源涵養策を回らすと雖も、之れを實際に行ふ事不能、依て余は本工程に着手せざる數年前に於て之れを市有山林となし、宜しく之れに培養の法を施さんとするにあり、其の詳細なる方法に就ては次章に説述す(し)、

一 水道用地たる沈澄池、濾過池、貯水池等の用地及、水道幹線布設に必要なる用地、等之れ亦水道本工事に着手せざる目今に於て買収し置くを要す、

一 水利の權たるや目今直ちに收用せざれども、幾年の後に於て是非收用せざる可からざるに依り、目今に於て幾年の後に市へ收用す可きに依り、其代償として幾許の事を目今に爲し置くこと云ふ事を契約し置んとす、詳細なる事は第五章に説述す(し)、

第四章 水源山林整理の事

當局土木技師の設計ありと云ふを聞くに、目今の布引再度の両谷流水を以て本市拾四万余の人員に供給するの水量は充分

なり、然れども本市は日進月歩の地あるか故に將來人口貳拾萬余にも至れば不足を告るか故に目今に於て其計畫を施して右兩谷の與に於て數箇の貯水池を設置すれり足れりと云ふにあり、余も此技師の設計を以て可ありと信せり、然れども余の愛ふる所は關係水利使用の權を田地地主及水車持主等へ幾許の代償をなしたりとて、之れを不殘本市水道收用する事は、市内各部の間柄に於て不公平なりと思ふ、依て現今の流量を幾許乎從來の如く管合部へ分水するを以て當然の措置ありと信す、如何とあれば、從來布引谷流水に依て自然に今日まで利益を得來り生活をまし來りたるものは、田地水車の持主而已ならずして、其地方に往昔祖先の世より、住居し來りたる系統的市民に對し大なる利害を與ふればなり、故に余は布引谷水源水量の幾分、此系統的市民に分與なし置く事を以て至當の事と思惟せり、

斯く布引瀧水を幾許歟管合部へ分與する時は、目前十四萬余の人口に供用するの量に足らざるなり、然らば數箇の貯水池に雨水を蓄藏し置きて供せは可なるもの、如しと雖も、此貯水池たるや給水改良事業に就て余り策の得たるものにあらず、先年横濱野毛山貯水池に小虫の生したりと云ふ事あり、其

後其貯水池に屋根を葺きたる後は生虫を消滅したりと云へり  
 本市水道に於ても、市中近傍の貯水池あれば屋根を築造する事  
 の容易の業なれども、如此布引瀧奥幾里程の箇所は屋根等を築造する事は、天災の憂もあれ、容易の業にあらざるへし、然れども他に湧水する見込の途なき時は已むを得ず此途にても依らざる可からざれども、決して他に途なきにあらざる、余輩本年夏期以來屢々布引谷奥の實地を探索せしに、該谷は其口壹里までは草山多くして湧水質の山林少しと雖も、其口壹里より奥中壹里山に於ては巖石を以て成たてる山林多く、且口壹里までは樹木少なかれども、中壹里よりは樹木多く、殊に巖石の間々に丈内外の松樹多く、目今の處にても可なり湧水あり、今十数年の後に至り其山林保護の途宜しきを得れば、是れらの樹木成長して其湧出する水量を増す事幾許あるを知らず、夫れより奥、摩耶英幾里の間杯は實に該谷の水源の最大財源あり、夫の大相馬谷及東ヶ谷杯の水量目今にて龍谷水量の八九分方も湧出し來れるやの看あり、之れ亦山林培養の法其宜きを得れば茲幾年の後に至れば現今の水量に數倍の量を増すならんか、其他棒の木谷地藏谷等其他數箇所の草山は杉苗等植栽に適せるが故に、之れ等の山林にも樹木栽培を爲せば茲數年の後に至れば大に水量を増ふらん乎、以上數箇の小谷筋山林培養の好成績を得れば、如此天災の憂あり生

虫の憂ある貯水池を不要して、市民幾十萬の人員に眞の良水を供給する事を得可き乎、今如此天然の巖石より涌出せる純良の水を得可き見込あるにも不拘、故らに雨水を蓄藏し夏期數十日の炎天に洒したる水を飲料に供すると、何れ乎優何れ乎劣なりと云ふ事は論を俟たずして明かなり、斯の如く、水源山林培養の必要あれはとて、今直ちに本市に於て之れに着手するを得事あり、山林の所有權市にあらざるか故なり、余の之れを市に移さん事を望む、神戸部共有山林の如きは全部内に於て目今何等の用役もなし居らず、何等の用役も爲し居らざる地所にして、全部内は年々納租の義務を盡し、亦保護の義務をも盡し居れり、斯く義務而已ありて用役をも不爲ものを共有なし居るは、其部内に於て不利益の至りと云ふ可し、今之れを市有に移さば、本市將來の大用役を爲すものなれば、所謂廢物利用の法に適ふもの乎、依て潔く神戸部民よ之れを市に投寄可し、況や水道の利益を直ちに受るものは神戸部民にあらざるや、神戸部に此舉あれば、管合部にも之れを進むるを得ん、管合部に於ては從前耕地に依て生活爲したれば水利の必要もあり、水利の必要あれば隨て山林を所有して之れを培養するの必要も起るらんか、目今の狀況に依れば管合部も茲幾年の後に市街地となりて、斯く多量の水を要せざる事になるらん、然る時の隨て山林所有

の必要もあらざるなり、之れ亦神戸部と全様に其部内共有に係る水源地山林を潔よく市に投寄あらん事を切に希望に堪えざるなり、

右共有山林の外に壹個人持の山林あり、之れ等は時價相當の價格に依て市に買収すべし、猶其他に他郡村の所有にて流水區域内の山林あり、之れらも時價相當の價格に依て本市へ買収すべし、然らざれば何程山林培養の必要あり何程山林保護の必要ありとて、本市の事業として本市に之れを行ふ事能はざればなり、

山林培養は本市水利上の必要而已ならず、本市將來の基本財産として、所有するも大に利益ある事なるべし、全國山林を市町村の有に歸し以て、將來我國産の一部を山林に採るべしとて、近來我朝野議者の論せらるる所なり、讀者諸君の参考の爲め、今茲に大嶋貞益君の市町村の基本財産は森林よ、良きいかにと題せる論文の要を左に摘載せん、

(上略)右の官林の爲め云ふ者なれども、此事の市町村に於けるの利益遙かに官府に於けるより多し、蓋し市町村の基本財産と爲す可き者、若森林を除て他に求むれば耕地若くは公債證書の類あるへけども、此等の者皆森林の衆利を兼ねるに若かず、今其利益の主要なるものを舉れば、第一森林の價賤しくして後來の利益多きあり、今や林政未だ舉ら

ざるか故に其目下の収益は薄しと雖も價も亦隨て賤し、而して市町村は所謂不死之法人にして其財産は以て後世永遠の計を爲すものなれば、必しも目下に収益多きを望まず、今日資本を費す事少くして他年の収益多き其最も欲する所なり、第二森林は耕地に比して水旱氣候違和等の損害少し、是れ識者の中に定論ある事にして森林には又盜伐放火の患なき事能はずと雖も、尙此災害を以て水旱雨濕の年々に田圃を傷害するに比すれば遙に多少あり、且盜伐の禁止難さか如きは専ら官林にあり、若し夫れ一等を降りて町村の公有物となり其民森林を愛護するは即ち已れか租税の負擔を減する所以なるを熟知するに至らば、一村舉て之れを監視し濫りに他村の民をして盜伐せしむるか如き事なかるべし、第三森林は管理の手續寡し、凡そ公共の所有物の最も管理の煩ならざるを貴ひ、田圃の如きは之れを小作に出すも地代の増減、未進の徴收等、煩類最も少なからずと雖も森林は二年定期の伐採の外には唯々時々之れを巡視する而已、若し多數の森林ならざれば其一年の經濟を擧て之れを其近傍官林の監更に托するも可なり、或は多數の森林なれば別に經濟を立とするも亦唯壹名の林吏を雇ひ置くに過ぎざるのみ、是れ森林利益の首要なるものにして縱令其利益の此の如く多からずとも、之れに依て我邦林政の舉り易

きを助けは亦國の爲めに益する事大あり、今や官林には其  
 細小不整なるものゝ是非とも廢置分合すべきあり、而して  
 郡市町村の制恰も此時に際して起りたるは亦得難きの機會  
 なれば、余の之れを市町村の當局者に望む事切あり、  
 夫れ森林を市町村の自治團體に於て其基本財産となす事如此  
 利益あり、況や本市水道事業の水源涵養上必要の者なれば之  
 れをして市有林と爲さざして可あらんや、且本市自治體の事  
 業たる給水事業實施の後に於て市内各部に、他の異論を生ぜ  
 し等の事あらん、其際各部所有する所の水源地にある山林を  
 して、本事業のため有害となる事業を起せしならん、其時こ  
 ろ給水を停止せられ、市民の多數に於て蒙るべき迷惑少々な  
 らんや、故に水道工事を起さんとならば其幾年の前に必ずし  
 も水源山林を市有となして、宜敷其保護培養の道を盡す可き  
 事當然の義と信せり、  
 参考の爲め本章の参考數表を左に摘記せん  
 水源整理の爲め市有にす可き見込の山  
 一〇五、一四二三  
 一六二、二二一六  
 三〇〇、〇〇〇〇  
 一布引瀧水源各小谷樹木植栽の見込  
 一〇五、一四二三  
 一六二、二二一六  
 三〇〇、〇〇〇〇

凡百五拾町歩  
 科 目 壹反歩ニ付割合 百五拾町歩ニ付總額  
 杉 苗 數 三百本 四萬五千本  
 杉苗三年樹一本ニ付 金三圓 四百五拾圓  
 植栽人夫數 壹人 壹千五百人  
 全代價 貳拾錢 三百圓  
 雜費 五拾圓  
 合 計 金八百圓  
 水源地山林保護歳費の見込  
 摘要 單 價 壹ヶ年代價  
 山林監査吏 壹人 一ヶ月三付 料金拾七圓 金貳百〇四圓  
 長谷再谷 三人 一ヶ月ニ付 料金五圓 金六 百圓  
 山守十人 地蔵谷與 三人 一人ノ給料 料金五圓 金六 百圓  
 大相馬谷 四人  
 合 計 金八百〇四圓  
 外に種々雜費を要すれども之れハ山林副産物賣却代にて賄ひ  
 得る見込なり  
 第五章 水利既得權之事  
 余が茲に水利既得權と云ふ文字を以て記述せる事柄は、自然  
 に流下し來る處の、水利に依て業を開發し、或はこれに依て  
 祖先より其地に生活し來り、且日常生活上に用ひ來れる水利

の權に付て、名づくる言なり、  
 今本市に於て、水道事業を起す事に付、市内壹部分の水利既  
 得權を、全市一般に於て、之れを收用せんと爲すに當ては、  
 不公平なからしめん事に、注意せざる可からざるなり  
 當局者の言なりといふを聞くに、此權利を收用せる代價とし  
 て、其水利に關係ある處の、田地の持主及水車の持主へ幾年  
 を期して、手當金を給與せんと考案なりと云へり、余は此  
 義に付て少しく意見あり、左に記述せん、  
 自然の作用に依て得來れる處の、水利の權は、一部の田地持  
 主或は水車持主等のみにあらずして、其作用の及ぶ處、全般  
 の系統的住民にありと信せり、故に余は此權利を收用するに  
 當て、田地持主及水車持主等のみに、手當を給與するが如き  
 は不公平の處置と思惟す、依て其水利權の代價を給與せんと  
 ならば、此一般系統的住民に、水利に換用す可き處の利益と  
 ある可き、代價物を給與せんとす、  
 然れども、水利を本市へ收用するときは、直接に利害を蒙む  
 るもの、田地持主及水車持主ならんと云ふ人々もあらんか  
 なれども、余は斯く信せず、直接利害を蒙むるものは、地主  
 のみならず、地主よりも、小作人の方其水利權收用せらるる  
 損害を蒙むる事甚しからん、是れを證する爲左に一表を示  
 さん

田畑收得比較表

自作之部	
一金拾六圓五拾錢	田壹反歩ニ付壹ヶ年 壹石ニ付 金六圓六拾錢の割
諸稅并ニ肥料十貫目 草採賃 寸き賃 田植賃 種代 合計	
五圓五十錢ニ 四十九錢 五十錢 十八錢 二十一錢 壹百三拾錢	
純所得 金七圓貳拾壹錢	田壹反歩ニ付壹ヶ年大豆八斗 壹石ニ付 金五圓の割
內 諸稅及肥料代 手間代 合計	
貳圓三拾錢 九拾錢 三圓貳拾錢	
純所得 金三拾錢	
田と畑の純所得を比較すれば其差金六圓九拾壹錢となるこれ 全く田を畑に變更するときの損失に係る金額なり	
當作の部	
一金九圓九拾錢	田壹反歩ニ付壹ヶ年 壹石ニ付 金六圓六拾錢の割
內 米壹石五斗ノ收得	
地 租 地方稅其他諸稅 合計	
金貳圓五拾錢 金四拾錢 貳圓九拾錢	
純所得 金七圓	
二金六圓六拾錢	畑壹反歩ニ付壹ヶ年 壹石ニ付 金六圓六拾錢ノ割
畑壹反歩ニ付壹ヶ年 小作米壹石	

地租(但シ壹反ニ付) 地方税其他諸税 合 計

金 壹 圓 貳 拾 錢 壹 圓 貳 拾 錢

純所得金 五圓四拾錢

田畑の純所得を比較すれば其差金壹圓四拾錢となるこれ全く田を畑に變更するとき當作者の損失に係る金額あり

右二表を對比せば、田を畑に變更するとき自作者に於ては金六圓九拾壹錢の損失に屬し、當作者に於ては金壹圓四拾錢の損失に屬せり、故に此差金五圓五拾壹錢は全く小作人の損失に歸するものなり、然るに此小作人の損失を取て地主に與ふるの義の謬想も甚しきと云ふ可し、然らば小作人に其損失額を給與せんとするときは之れ亦公平を保つこと甚難し、如何となれば、市内暨合部近傍の小作人多くは、他の地方より移住し來れるものあり、年毎に小作人換り其損失せざる小作人に於て給與を受け損失せし小作人に於て給與を受ざるもの出來へければなり、且亦直接水を受けざる田畑にて、上手の田畑より透出る水にて、田畑を養ひ來れるもあり、之れ等は直接の損害を受くるものなり、亦其部内從前の井水たるや、田畑用水の川より透來りて、井水に湧出せし水量も、水道事業の爲め收水の後は、夫れ等の井戸の皆乾涸して更に數間の深さに、井戸を掘替ざるを得ざるに至れる戸數も

多からん併シ此等(水)水道水を供給せれば、尙可なれども、聞く所によれば、水利權を收用せらるる所の暨合部は、新生田川以西の一部分のみ、給水の見込なりと云へり、右等井戸掘替を要す(き)、部分の部民に氣の毒の至と云ふ可し以上種々の不公平なき様に、水利收用の代償を給與する(き)、簡單なる代償法にては、逆ても爲し得ざる所なり、余(此)此れに代償するに、左の方法に依らんとす、

一現今より十幾年の後に於て、暨合部に從來天然の作用に依り得來りたる、瀧谷の流水を本市全体の爲め、布設する給水用に收用す(き)に付、其代償として暨合部一般の利益に屬す(き)、道路開鑿費途(き)、水道工事費の内より金幾万圓(此割合は田畑變更損失所得之額に準ず)を支辨せんとす、一暨合部民に於ては、右代償金を受入したる上は、直ちに道路を開鑿し以て、暨合部全般をして農業地を換へて、市街地となさしめんとの計畫を爲し、漸次用水量の減却を計る可き事

右の方法に依れり、其代償の及ぶ處一般にして、其利益地主にも及び、小作人にも及び、系統的部民にも及び、且本市全体の利害に係る、水道事業其者も給水上收入を増し、暨合部民に於ても給水事業の徳澤を受け、水道費負擔の義務も、異議なく諾す(き)乎、之れ則ち一舉兩得の策にして、公

平なる方法にあらずや、

水車の水利權は敢て代償するに及ばず、其故如何となれば、現今は精米を爲すに水力にのみ依らず、往々蒸氣力に依ればなり、茲十數年の後にも至らば、夫の迂遠ある山間の地へ多くの運送費を要して、斯く水車に精米を托するもの減し、多くは蒸氣力に依れる精米場に精米を委託するに至らん、斯くなるときは、山間水車の如き(き)自から減するなる(き)し、然るときは今大金を出して以て、水利の權を敢て市に買收する程の事にも至らざる(き)乎、然れども、水道布設(き)目今確定す(き)ものにて、水車の自滅は推測なれば、水車に於て満足を與へ置く事(き)大に望まざらざれば、十數年の後に收用す(き)き水利に、今幾許の代償を給せんと云へり、水車に於ても市の處置に満足の意を表し、且市の與ふる處の代償金に對して、不滿を抱く様の事なかる(き)乎、水利既得權收用の代償を給與するには、余(右)の方法を除て他に公平なる良法を見出さず、

### 第六章 水道完成後の計畫

飲料水の改良を施したりとて、決して衛生上全きものにあらず、上水改良と全時に下水の改良を計らざる可からず、第一章に醫科大學教授緒方正規東京衛生試驗局長中濱東一郎の兩氏の所説を引證せし如く、其地の情況に依ては、上水よりも

下水の改良を先(き)にす(き)ものあり、則ち本市内に於ては、濠東部の如きは下水排出方大に惡敷箇所所々にあり、梅雨の候杯には往々道路に不潔水溢れ出、我々の如き衛生上に暗き者にして、衛生上有害なる可(き)しと想察するに至る、之れ等は宜しく、上水に先(き)つて改良を施す(き)事と思惟するあり、兵庫部に於ても岡方佐比江邊に如此箇所往々有り、依之觀れば、一部に飲料水欠乏せりとて、上水の改良を要する位ならん(き)これ亦一部に下水排出不完全にて衛生上有害あるか故に、下水改良の必要を主張せざる(き)からざるあり、然れども、市内各部の相互に歩を譲り合ひて、市の行政事務を成る可(き)圓滑に進歩せしめされ(き)本市全体の發達を期する(き)能はされ(き)歩を譲り得(き)る限り(き)譲り合ふ(き)と、市内全般の公益を信せ(き)故に上水の改良の点に付ては、神戸部に對し濠東西の兩部は相譲りて、上水工事を先(き)に施す(き)にせは可なり、而して上水工事完成を告げたる曉には、直ち(き)下水改良の工事に着手せざる(き)からざるなり、此方法に依るときは、今直ちに市公債を發行して、上水工事を起せば、市民其負擔に堪えず(き)て、其局終に下水の改良工事も施す能(き)はざるのみならず、本市將來の教育、衛生、道路、勸業、其他一切の市行政の進歩を停止するに至らんとす、余(此)恐る(き)ものなり、故に上水工事は其資金を産出し置き、一方に於ては、前數章に記述せ



るか如き、山林の整理を施し、而して資金蓄積終る可き前年度に於て、上水工事に着手し、以後三ヶ年を経て、上水工事の落成を告げしめ、而して其翌年より給水料の純収入を以て下水の改良工事に着手せば、別に市民の負擔を相煩へさずして上地下水の改良を得て、茲に於て本市衛生上の全きを得ん上水改良と全時に下水改良を唱ふる者、余輩のみならず、今茲に東京市會議員伴直之助氏の下水改良論を、左に抄録す讀者參觀あるへし、

水道改良と下水改良との關係に注意せざるべからず、水道改良にして若し今日の時機に投ずるをかりせば、余輩の尙早論者あり、而して市債を起すに就ても同く反對説を唱へざるを得ざるあり、殊に況や我東京市は市住民の數より又た市の跡面上よりするも水道にのみ巨額の金員を支出して他を顧みざるか如き首尾相合はざる事業を爲すべからざるを、故に苟も我東京市を代表する處の團體にして、之れを可とし、市民も亦之れを可とするに當り、之れに附帶して生ずる所の種々の費用に注意せざる可からざるなり其主たるもの、先づ下水の改良是れあり、試に看よ今回水道改良の結果に依り、又た人口の増加、製造所工場其他の増設に依り、全市に注入せらるる水量は、一日二十億方石にも上る可き歟、假令ひ給水の量茲に上らすとするも、從

前より多く増とも減するとは決てあらざる可きなり、勞役者か多量の水腸胃に入りて猶健全を保つ所以は、激甚なる勞働終に之れを分泌排出するか爲めあり、若し終日閑食逸居の惰民にして、之れか糞に倣ふとあらば忽ちにして死に至らん、今ま我か東京市の水道改良は豈に夫れ多量の水を飲むものにあらすや、

然らば之れか排出分泌の方法を設けされは、市民或は病み或の死するもの極めて多からん、是れ豈に忽にして可ならんや、水道の改良する以上市民用水の分量を従前より増加すると明かなりとせば、下水の改良亦た俱に之れを伴ふて行はれずん、其害は却て水道改良の以前に優る事明かなり、

地方議會未だ之れを言はず、衛生會亦た言の茲に及はざるに似たり、議員と醫師の集合たる實に一市重要なる職に當るものあるに、何か故に之れを視る事斯く厚らざるや、水道の汚濁臭穢なる固より速に改良せざる可からず、然れども之れと全時に下水の改良に着手することを慮らば、其害の及ぶ所蓋し余輩想像の外にあらん、茲に一言して市務當任の諸君に告ぐ、

本市自治團體の本市の爲め改良を計る可きと、上地下水の改良のみにあらず、港灣の改良、道路の改良、公園の改良之

れ孰れも必要の改良策なり、之れ等の改良策を計らして、徒らに本市の發達を望みたればとて何の詮かあらんや、

以上記述する如く本市將來は多費を要す可き事少々にあらざるべし、然るに此れ等前途を顧みとして、將來償却の途の確實ある見込立ざる市債を起さんとするの論者もあらば、之れ市民に對し不親切なる論者と云ふの外なかる可き乎、余は猶種々本問題に付て論ずべき事柄もあり、尙目今取調中の事柄もあれ、他日機會を得たるとき、尙記述する事もあはし

附記以上述る所の意見は全く余の意見ありと雖も其材料取調の途を與へられたる、現住本市長たる鳴瀧幸恭氏なり茲に記して以て氏の厚意を深く謝するものなり

(明治二十五年十二月二十四日脱稿)

金  
幣  
二十六年一月三日

3/35

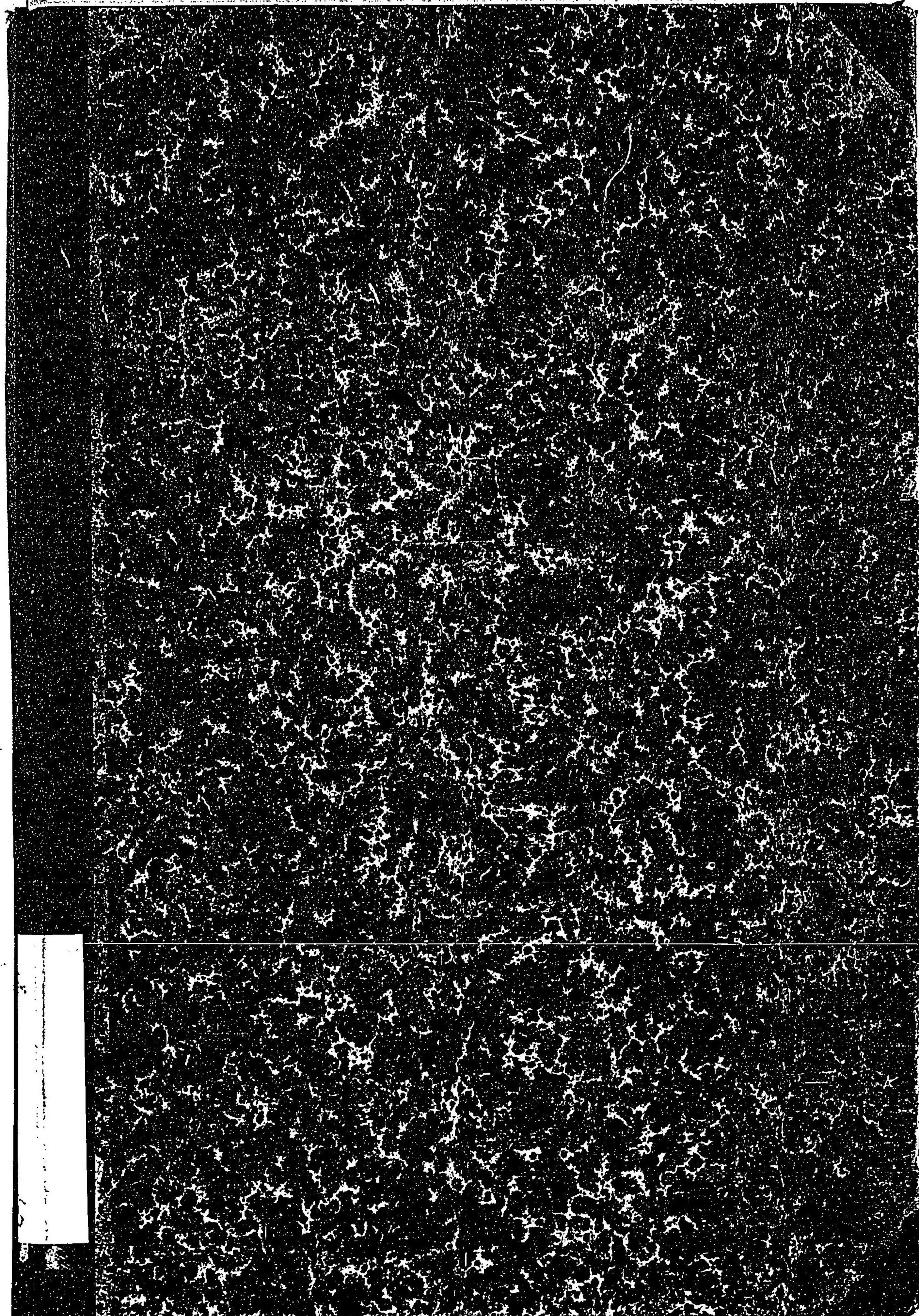
明治二十六年一月三日印刷  
全年全月四日出版

兵庫縣神戸市東出町西組第三十四番屋敷平民  
著作兼發行者

桃木武平

全縣全市西宮内町第二百八番屋敷平民  
印刷者 山田久之助

法
507



1